

# 平成30年度 都道府県単位保険料率について

# **I .協会けんぽの収支見込み、及び平成 30年度 都道府県別保険料率について (医療分)**

# 1. 平成30年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成28年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は7.2/10（現時点において未定）
  - ※ 平成29年度は5.8/10
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

## 2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金対前年度比                      ▲ 217                      + 1,182                      ▲ 661                      } + 965                 </div>
	老人保健拠出金	0	0	-	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 3. 都道府県単位保険料率の算定方法について

## 第1号保険料率 (A)

加入者に対する医療給付費（支部ごと）

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

(支部療養の給付等 ± **年齢調整** ± **所得調整**) ÷ 支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い	所得水準	高い	低い
保険料率	下がる	上がる	保険料率	上がる	下がる

## 第2号保険料率 (B)

現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等（全国一律）

## 第3号保険料率 (C)

業務経費・一般管理費・準備金積立て等（全国一律）

特別計上分・前々年度精算分（収支差がマイナスの場合）（支部ごと）

## 収入等見込額相当率 (D)

日雇いの保険料収入・雑収入等（全国一律）

前々年度精算分（収支差がプラスの場合）（支部ごと）

## 都道府県単位保険料率

$$(A) + (B) + (C) - (D)$$

### 料率の調整

#### 【激変緩和措置 (※)】

都道府県毎の保険料率への円滑な移行のため、激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定する。具体的内容は国の政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。

(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）

【その他の調整】 災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

## 4. 平成30年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
<b>第1号保険料率（A）</b> (計算の詳細は6～8頁に掲載)	<b>4.98%</b>	5.17%
<b>第2号保険料率（B）</b>	<b>4.07%</b>	4.07%
<b>第3号保険料率（C）</b>	<b>0.79%</b>	0.79%
共通料率分（特別計上及び28年度精算分を除く）	0.79%	0.79%
特別計上分	0.00%	—
<b>収入等見込額相当率（D）</b>	<b>0.04%</b>	0.02%
共通料率分	0.02%	0.02%
28年度精算分	0.02%	—
<b>保険料率（A） + （B） + （C） - （D）</b>	<b>9.79%</b>	<b>10.00%</b>
【参考】平成29年度保険料率	9.85%	全国平均10.00%

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 5-1. 福島支部第1号保険料率（年齢調整額について）

- 年齢調整額 = ①平均給付費 - ②標準給付費
- 平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

① 全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり給付費 × 福島支部加入者数

119,720円 (A) × 691,807人 (B)

= ① 82,823 百万円

年齢調整額 = ① - ② = ▲ 9 9 4 百万

→ 9 9 4 百万円を減算する

② 全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じて得た額をすべての年齢階級について合計した額

② 83,817 百万円

年齢階級	年齢階級別加入者1人 当たり医療給付費 (全国平均) (A) (単位：円)	福島支部年齢階級別 加入者数 (B) (単位：人)	標準給付費 (A × B) (単位：百万円)
0～4 歳	178,521	33,291	5,943
5～9	89,551	36,199	3,242
10～14	68,424	39,233	2,684
15～19	54,112	43,919	2,377
20～24	50,950	47,632	2,427
25～29	62,990	47,302	2,980
30～34	72,147	53,457	3,857
35～39	78,342	58,614	4,592
40～44	86,717	62,178	5,392
45～49	105,637	55,385	5,851
50～54	136,184	53,552	7,293
55～59	171,240	58,900	10,086
60～64	215,802	55,147	11,901
65～69	281,177	34,229	9,624
70～74	436,176	12,768	5,569
<b>合計</b>	<b>119,720円(A)</b>	<b>691,807人(B)</b>	<b>83,817百万円②</b>

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 5-2. 福島支部第1号保険料率（所得調整額について）

- 所得調整額 = ③支部総報酬按分給付費 - ①平均給付費
- 平均よりも総報酬額が低い場合は減算する（料率が下がる）

③ 全国の給付費の総計を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{array}{r} \text{全国の給付費総計} \\ 4,721,865 \text{ 百万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{福島支部総報酬額} \\ 1,553,812 \text{ 百万円} \\ \hline \text{全国の総報酬額} \\ 91,401,222 \text{ 百万円} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{③ } 80,271 \text{ 百万円} \end{array}}$$

① 全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

① 82,823 百万円

所得調整額 = ③ - ① = ▲ 2, 5 5 2 百万

→ 2, 5 5 2 百万円を減算する

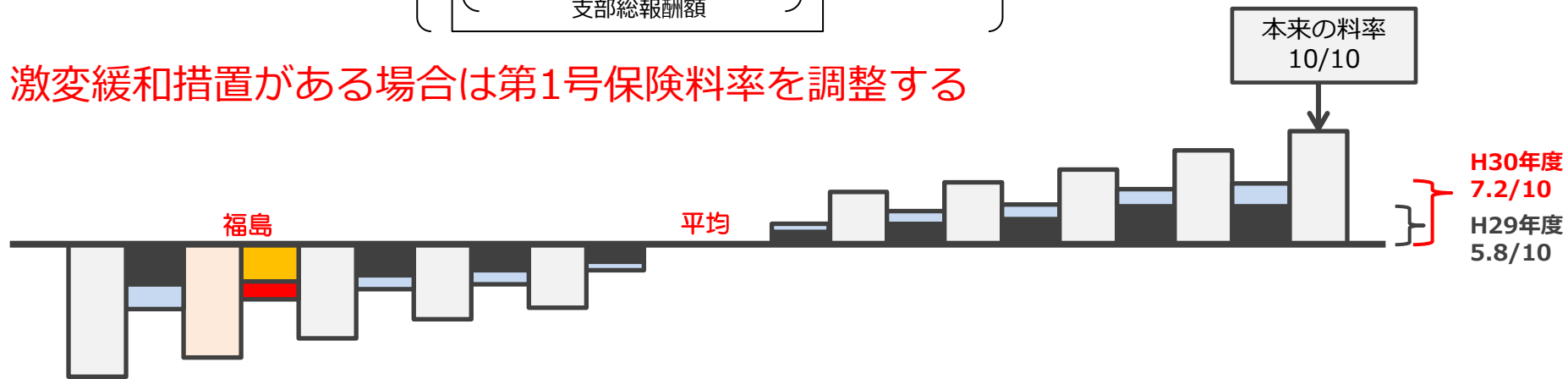
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



# 5-3.福島支部第1号保険料率（激変緩和措置について）

- $$\text{激変緩和措置後第1号保険料率} = \text{全国平均保険料率} + \left\{ \frac{\text{福島支部第1号経費} + \text{年齢調整} + \text{所得調整}}{\text{福島支部総報酬額}} - \text{全国平均保険料率} \right\} \times \text{激変緩和率}$$

- 激変緩和措置がある場合は第1号保険料率を調整する



$$\frac{\text{全国の給付費総計 } 4,721,865 \text{ 百万円}}{\text{全国の総報酬額 } 91,401,222 \text{ 百万円}} + \left\{ \frac{\text{福島支部給付費総計 } 79,736 \text{ 百万円} + \text{年齢調整 } \blacktriangle 994 \text{ 百万円} + \text{所得調整 } \blacktriangle 2,552 \text{ 百万円}}{\text{福島支部総報酬額 } 1,553,812 \text{ 百万円}} - \frac{\text{全国の給付費総計 } 4,721,865 \text{ 百万円}}{\text{全国の総報酬額 } 91,401,222 \text{ 百万円}} \right\} \times \text{激変緩和率 } 7.2/10$$

$$= 5.1661\% + (4.9035\% - 5.1661\%) \times 7.2/10$$

$$= 4.98\% \text{ (激変緩和措置後第1号保険料率)}$$

## 【参考】福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

(単位：百万円)

項目	協会けんぽ全体	福島支部 (A)	【参考】平成29年度 福島支部 (B)	(A) - (B)
総報酬額	91,401,222	1,553,812	1,480,440	73,372
第1号経費	4,721,865	76,191	74,230	1,961
医療給付費 (国庫補助を除く)	4,721,865	79,736	77,336	2,401
年齢調整額	-	▲994	▲478	▲516
所得調整額	-	▲2,552	▲2,627	75
第2号経費	3,718,432	63,213	62,426	787
現金給付費等 (国庫補助、日雇拠出金を除く)	417,678	7,100	6,684	417
拠出金等 (国庫補助を除く)	3,300,754	56,112	55,742	371
前期高齢者納付金	1,306,931	22,218	22,704	▲486
後期高齢者支援金	1,953,329	33,206	31,118	2,089
退職者給付拠出金	40,481	688	1,920	▲1,231
老人保健拠出金	-	-	1	▲1
病床転換支援金	13	0	0	0
第3号経費	721,592	12,267	8,352	3,915
協会業務経費・一般管理費 (国庫補助等を除く)	184,879	3,143	3,051	92
貸付金	183	3	4	▲1
雑支出	54,096	920	732	188
準備金積み立て	451,142	7,669	4,128	3,542
事務経費・雑支出 (国)	31,293	532	438	94
その他収入	21,920	373	309	64
貸付金返済収入	183	3	4	▲1
雑収入	18,186	309	248	61
日雇特例被保険者保険料収入	2,271	39	56	▲18
雑収入等 (国)	1,280	22	1	21

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

※第2号経費・第3号経費・その他収入については、総報酬按分により機械的に算出した。

## **Ⅱ. 平成30年度介護保険料率について**

# 1.協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	29年度保険料率： 1.65%
	その他	0	0	0	30年度保険料率： 1.57%
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比 ⇒ ▲129
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 2.平成30年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、下記の算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分（205億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.57%**（4月納付分から変更）とする。

<<現行の介護保険料率>>

**1.65%**



<<平成29年度>>

**1.57%**

# 参考

## 平成30年度保険料率適用後の保険料負担額について

	保険料率			標準報酬月額28万円の場合の 保険料額（月額・折半額）		
	平成29年度	平成30年度	差	平成29年度	平成30年度	差
健康保険料率	9.85%	9.79%	▲0.06%	13,790円	13,706円	▲84円
介護保険料率	1.65%	1.57%	▲0.08%	2,310円	2,198円	▲112円
健康保険料率 + 介護保険料率	11.50%	11.36%	▲0.14%	16,100円	15,904円	▲196円